

第2次宗像市学校教育情報化計画

～2013年にむけた3カ年計画～



1.0版

宗像市教育委員会

平成22年12月06日

目次

I.	概要	1
1.	意義	1
2.	計画策定方針	2
3.	位置付け	4
II.	プラン～学校教育における情報化の充実～	6
1.	教育情報化の現状と課題	6
(1)	教育情報化の現状	6
(2)	教育情報化の推進体制	7
(3)	取り組むべき課題	7
2.	学校教育情報化の基本方針	10
(1)	校務情報化の推進による校務事務の効率化	10
(2)	教職員における ICT 活用の充実	10
(3)	児童生徒の ICT 活用能力及び情報モラルに対する教育の実践	10
(4)	教育の情報化を支える基盤・体制づくり	10
3.	具体的な方向性と取り組み	12
(1)	校務情報化の推進による校務事務の効率化	12
(2)	教職員における ICT 活用の充実	13
(3)	児童生徒の ICT 活用能力及び情報モラルに対する教育の実践	14
(4)	教育の情報化を支える基盤・体制づくり	15

I. 概要

1. 意義

地球規模で急速に進展する情報通信ネットワークは、これまでの社会制度や経済活動、生活様式を大きく変化させつつあり、こうしたIT革命と呼ばれる社会経済環境の変化への対応が不可欠となっている。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の施行（平成13年1月）を踏まえ、政府においては「e-Japan戦略」「IT新改革戦略」「i-Japan戦略2015」など教育分野を含め情報通信技術に関する様々な国家戦略が策定されてきた。

しかしながら、教育の情報化については、これまで策定された国家戦略に掲げられた政府目標を充分達成するに至らず、また、他の先進国に比べて進んでいるとはいえない状況にある。

そこで、文部科学省では、平成22年4月に「学校教育の情報化に関する懇談会」を設置し広く教育現場に関わる様々な立場の人から意見を求めた。

また、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で同5月に決定された「新たな情報通信技術戦略」の重点施策の中で教育分野については『情報通信技術を活用して、i)子ども同士が教えあい学び合うなど、双方向で分かりやすい授業の実現、ii)教職員の負担の軽減、iii)児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える』ことなどが盛り込まれ、同6月に閣議決定された「新成長戦略」においては、『子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の実現など、教育現場（中略）における情報通信技術の利活用による質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするため、光などのブロードバンドサービスの利用をさらに進める。』ことが盛り込まれた。

文部科学省は、これらの政府全体の動向や懇談会等の議論を踏まえつつ、「教育の情報化ビジョン（骨子）」を中間的に取りまとめた。この中で示した様々な論点や課題については、今後、懇談会にワーキンググループを設置して検討を継続し、本年度中に教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」を策定することとしている。

また、そのような背景において、福岡県教育委員会では、「平成22年度福岡県の教育施策 主要施策とその主な取組・事業」4 社会の変化に対応する教育の充実のなかで『ICT（※）を活用した授業の推進、ICT活用能力の育成及びインターネットや携帯電話に関する対応などの情報モラルの育成（※情報通信技術Information and CommunicationTechnology）』を明記している。

玄海町及び大島村と合併した新宗像市において、第1次宗像市総合計画（平成17年度～26年度）を策定し、その中で学校教育の充実をうたった。また、後期基本計画（平成22年度～26年度）における情報化に関連すると思われる部分では、「確かな学力の育成」「魅力ある授業の実施」「学習設備の充実」などが取り組み方針として取り

上げられている。

また、平成 20 年度に「第 2 次宗像市情報化計画」が策定され、今後 3 年間の全学的な情報化に関するあり方、方向性が示された。学校教育の充実のなかで、学校図書システムの再構築に関しては『平成 21 年度 9 月新システム稼働』を方針とし、学校教育の情報化に関しては『学校教育情報化計画を策定し、学校教育の情報化（ソフト面・ハード面含む）について計画的に整備していく。』ことを今後の方針とし、平成 21 年 3 月に老朽化したパソコン等の更新計画を中心とした「第 1 次宗像市学校教育情報化計画」を策定した。

ところが、平成 21 年度に急遽浮上した国の経済対策（学校情報通信技術環境整備事業）において、市内全小中学校のパソコン教室及び教職員用パソコンの整備等を実施することができ、次のステップの方向性を検討する必要が生じたため、「第 2 次宗像市学校教育情報化計画」を策定するものである。

（文部科学省「教育の情報化ビジョン（骨子）」 文献参照）

2. 計画策定方針

前述の通り、ICT に関する国全体の戦略においても教育分野の情報化は重要な政策課題として常に位置づけられており、平成 13 年 1 月に策定された「e-Japan 戦略」以降取り組みが続けられ、平成 22 年 8 月に文部科学省策定の「教育の情報化ビジョン（骨子）」においても以下の情報化の方向性が示されている（教育の情報化ビジョン（骨子）ポイント参照）。

【情報化の方向性】

・情報教育

～子どもたちの情報活用能力の育成～

・教科指導における情報通信技術の活用

～情報通信技術を効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現等～

・校務の情報化

～情報共有によるきめ細かな指導。教員の校務の負担軽減～

情報化が進む社会情勢の流れにあわせ、平成 20 年 3 月に告示された小中学校「新学習指導要領」では、教育の質の向上に向け、各教科でパソコンやプロジェクタなどデジタル機器を活用し、児童生徒の関心や理解を深めることを求めている。

教科指導における ICT 活用の効果について、文部科学省が委託した平成 18・19 年度調査研究事業により、ICT 活用により児童生徒が集中して授業に取り組むという結果が出ており、また、学力テストの点数も ICT を活用した授業を受けることにより高くなるといったことも示されている。

また、「新学習指導要領」のもとで教育の情報化を進めるため、文部科学省は平成 21 年 3 月に「教育の情報化の手引き」もまとめている。その中で、教科指導への ICT 活用を以下の 3 つに分類し、それぞれを効果的に取り入れることが必要としている。

教育の情報化ビジョン(骨子)ポイント

参考資料 1

21世紀を生きる子どもたちに求められる力

知識基盤社会 幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力が求められる。	生きる力 確かな学力 豊かな心 健やかな体
グローバル化 知識・人材をめぐる国際競争が加速するとともに、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性が増大。	
我が国の競争力や子どもたちの学力の基盤	情報活用能力 必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現・発信・伝達できる能力等。「生きる力」に資する。 これらの考え方は、OECD、政府委員会の「キーコンピテンシー」と密接を共有

21世紀にふさわしい学びの創造と教育の情報化の果たす役割

情報通信技術を活用して、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い学び合う協力的な学びを創造

情報通信技術の特性： 時間的・空間的制約を超越、双方向性、カスタマイズが容易であること 等

子どもたちの情報活用能力の育成	教育現場における情報活用能力の活用	教育の情報化
新しい学習環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・情報教育の一環の充実が図られた新学習指導要領の円滑かつ確実な実施 ・文部科学省が作成した「教育の情報化に関する手引」において示された、各学校教育場において期待される情報活用能力を身に付けさせるための学習活動の展開について学校現場へ一層周知 ・学校現場で展開された好事例の収集・提供 ・子どもたちへの情報モラル教育の充実 全ての教育現場に広げて <ul style="list-style-type: none"> ・各学校教育場における体系的な情報教育を一層効果的に行う観点から、研究開発学校制度を活用するなどにより、情報活用能力の育成のための教育実践について実証的に研究 	授業活用デジタル教材 <ul style="list-style-type: none"> ・拡大、縮小、動画等わかりやすく深まる授業に資する検索 ・教科書先行者の積極的促進 ・学校現場者が容易に入用できるような文書ファイルを活用 学習者用デジタル教材等の開発、情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・小中高等学校や特別支援学校等の学校種、食生活の改善、教科書に添った教育指導や指導方法、必要な教材の提供、他の、追加、モデル的なコンテンツの開発、提供、提供方法、子どもたちの授業への影響への影響の有無等これに配慮した仕組み及び活用方法、障害のある子どもたちについて障害の状態や特性、ニーズへの対応等について調査研究 デジタル教材 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で作成された質の高いデジタル教材を一層効果的に収集・提供するため、全国レベルでの集約、共有化を検討 ・教育情報ナショナルセンター（NIEC）においてアクセス件数等や利用状況の把握による見直し、専門家や教員等による評価の紹介、優良な指導案や指導事例の紹介等を実施 授業活用の校内評価・評価の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台の情報端末による学習を可能とするため、授業中の校内評価・評価を推進することが必要 電子黒板、プロジェクタ、液晶投影機、地上デジタルテレビ等の活用によるデジタル授業の展開	特別支援校と子どもの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学業・出席・成績等の管理、教員間の指導案・デジタル教材、子どもたちの学習履歴その他の様々な情報の共有、学校ウェブサイト等による家庭・地域との情報共有等 標準化 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な教育情報をデジタル化、データベースとして共有するため、共有すべき教育情報の項目、形式、データ形式等の標準化について検討 オンライン化、クラウド・コンピューティングの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・学校に対する外部調査のオンライン化 ・校務におけるクラウド・コンピューティング技術の活用 データベースの管理運営の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・校務の例も参考に、費用対効果、セキュリティのリスク等の全体的な標準化の観点、地方自治体の実情も踏まえ、分析しつつ、中長期的には、データベースの統合的な管理運営体制の構築の可能性も検討

特別支援教育における情報通信技術の活用

- ・情報通信技術は、特別な支援を必要とする子どもたちにとって、障害の克服や特性・ニーズ等に即して活用することにより、各教育場や自立活動等の場において、その効果を高めることができる点で極めて有用
- ・一人一人の学習の意欲・教員等の教員層での共有や、学校と家庭・地域や施設・福祉・保健・労働等の関係機関との密な連携が求められる、その際、情報通信技術を活用することが重要

教員への支援の在り方

- 教員が子どもたち一人一人の能力や特性を把握し、これらに応じた学習を企画し出す役割が一層期待される（ICT活用能力のある教員は概ね平均5〜7割、地域間の差も顕著。）
- 選抜教員の確保**
 - ・国と地方公共団体の役割分担を踏まえつつ、国においてはeラーニング開発等、地方公共団体においては教育委員会や教育センター等における国が実施した研修指導者を活用した研修等や、大学等と連携したICT活用能力向上のための研修等の実施
 - 教員の養成・開発**
 - ・中央教育審議会における検討を踏まえつつ、教員養成を行う大学や教育大学院等において、新たな教員養成カリキュラムの構築や地域連携型研修等の実施
 - ・大学の教職課程等において情報端末・デジタル機器やソフトウェアに触れる機会を確保し、教員養成と連携して教育実習等を行う附属学校や、既に教育の情報化に先進的に取り組んでいる学校の体系的な役割を期待
 - ・ICT活用能力を十分習得した教員
 - 教員のサポート体制**
 - ・教育の情報化の推進責任者である教員ICT及び学校の管理職としての学校ICTの重要性、学習・情報センターとしての学校ICTの推進強化、学校の情報化への取組
 - ・ICT支援員の配置（学校とICT支援員のマッチングの円滑化、ICT支援員同士の情報共有・交換、実地的な見学の促進等）

教育の情報化の着実な推進に向けて

ソフトウェア・ハードウェアの総合的計画的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な推進や地域間格差の解消に向けて、地方交付税措置と併せ、一層推進促進を促進した支援措置も検討 総合的な支援体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な学校種、子どもたちの異質の段階、教科等を考慮しつつ、モデル地域・学校などで総合的な実証研究を多角的な観点から実施 総合的な推進体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材等の活用等のためのシステム、技術の情報化に関する全国ベースの総合的な管理運営体制の構築、学校ICTや教員向け研修用コンテンツの提供、教員同士が主体的に開発した教材等を基に学び合う情報プラットフォーム、ICT支援員相互の交流のためのサイトの開設の展開等 ・ICTに資する情報・技術の普及、国立教育政策研究所による教育の情報化に関する調査研究の充実やその成果等の普及 ・厚労省等連携による広域なネットワークの形成、教育の情報化のための社会的推進の確保
--

→「新たな情報通信技術活用」工程表を踏まえ必要な措置、関係者のワーキンググループにおける更なる検討、本年度的に「教育の情報化ビジョン」を策定

【教科指導への ICT 活用の分類】

- ・ 教員による ICT 活用
- ・ 授業での教員による ICT 活用
- ・ 児童生徒による ICT 活用

なお、「新学習指導要領」では、情報化が進む社会変化に応じて、子ども達が ICT を適切に活用する力を育むために、情報教育の充実を重視するとともに、情報モラル教育に力を入れることも目指している。

このような国の施策や「新学習指導要領」、及び学校現場の現状を踏まえ、基本方針を決定していくものとする。

新学習指導要領における記述	
小学校	児童がコンピュータなどや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実する。 「道徳」の指導において、情報モラルに関する指導に留意する。
中学校	生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実する。 「技術・家庭」の技術分野で、情報通信ネットワークと情報モラルに関して指導する。

出所：文部科学省資料より作成

3. 位置付け

本計画は、平成 17 年に策定した『第 1 次宗像市総合計画（2005 年～2014 年）』に基づいて、学校教育の情報化を推進するものである。

具体的には、以下に示す計画等に掲げられた施策のうち、教育情報化施策を実現するための計画である。

●第 1 次宗像市総合計画（平成 17 年度～26 年度）

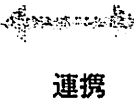
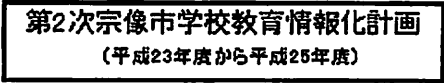
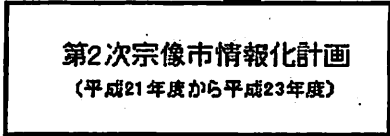
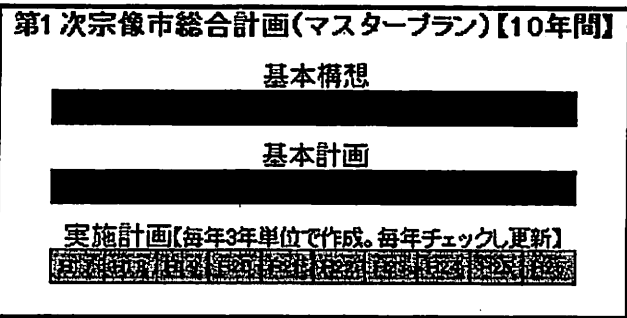
【基本構想】…平成 17 年度から 10 年間のまちづくりの基本的な方向性を示すもの。

【基本計画】…基本構想で描かれたまちづくりを実現するための計画。10 年間の目標年次を 5 年で前期、後期に分け、5 年経過した時点で見直すもの。

【実施計画】…基本計画を推進するための事業を定めるもの。社会情勢に対応するため、毎年 3 年単位で作成し、毎年チェックして更新するもの。

また、3 年ごとに策定し本市の情報化施策・事業の基本となる『第 2 次宗像市情報化計画（平成 21 年度から平成 23 年度）』や毎年度に定める教育施政方針とも連動し、教育情報化を総合的に推進するための計画として位置づけるものである。

基本的に 3 年ごとに策定するが、社会情勢や市や学校現場の実情に合わせて毎年見直すものとする。



Ⅱ. プラン～学校教育における情報化の充実～

1. 教育情報化の現状と課題

(1) 教育情報化の現状

宗像市では、平成13年度に合併前の旧宗像市において地域イントラネット整備に合わせて市内小中学校のパソコン教室整備等を実施したが、予算の都合で機器の更新ができず、老朽化した機器を継続して使用していた。

そこに、急遽浮上した平成21年度国の経済対策の一つである学校情報通信技術環境整備事業を活用し、下記項目を整備した（教育ネットワーク構築除く）。

校内のネットワークは、児童生徒が活用するパソコン教室や通級教室の教育用ネットワークと、教職員が活用する職員室や事務室、保健室等の校務用ネットワークの二つを別々に構築し、セキュリティを確保している。

【平成21年度に実施した整備事業項目】

- ① 校務用パソコン（職員室、事務室他）
・・・計510台導入
- ② 教育用パソコン（パソコン教室分）
・・・計791台導入
※ 校務用・教育用ともに、OSはWindows7・Office2007
- ③ プリンタ及びスキャナ（校務用及び教育用）導入
・・・プリンタ64台、スキャナ21台導入
- ④ 管理用サーバ等導入
・・・管理用サーバ（22台）・バックアップ用NAS（22台）・UPS（44台）
- ⑤ 校内LAN構築（職員室、事務室、保健室、通級教室など）
- ⑥ デジタルテレビ380台及びブルーレイレコーダー21台導入
デジタルテレビ 小学校・・・各クラス及び職員室に1台+ α （306台）
中学校・・・各学年数台、職員室1台+ α （74台）
※ 棚固定、天井吊り下げ、可動台分あり
- ⑦ 独自教育ネットワーク構築
・市地域イントラネットワークから分離。民間回線（NTT フレッツ VPN ワイド）を利用。ただし、玄海・大島地区学校については、市地域イントラ回線を活用（V-LAN 設定）
- ⑧ パソコン教室学習支援システム・アドバンテージクラス導入
- ⑨ 学習支援ソフト・学習探検ナビ導入
- ⑩ 教職員用グループウェア・ミライム導入
- ⑪ パソコン運用支援ソフト・瞬快導入
※ 環境復元機能は停止中、リモート管理のみ活用

⑫ セキュリティ対策実施

・A-LOCKY (USB キー) 導入

- ・・・データを暗号化 (自宅持ち帰り可能)。キーを接続し、ID&パスワードを入力しないとセキュリティ領域フォルダが表示されないので、個人情報管理やマル秘データ管理に有効。

・ウイルスバスター (トレンドマイクロ社ウイルス対策ソフト) 導入

・I-FILTER (フィルタリングソフト) 導入

- ・・・有害サイトをブロック。職員室、事務室は未設定。ただしログは残る。

(2) 教育情報化の推進体制

市教育委員会では、教育政策課において市内小中学校全体の情報化に関する施策を担当している。

また、宗像市学校教育情報化計画策定委員会設置要綱を定め、校長や情報教育担当教員の代表者、福岡教育大学の有識者などで構成する宗像市学校教育情報化計画策定委員会や各学校の情報教育担当者会議を毎年開催し、セキュリティポリシーや学校教育情報化計画の見直し等を検討する。

決定事項は、校長会や研修会等を通じて全校に周知する。

なお、市教育委員会に ICT 指導員 1 名及び ICT 支援員 2 名を配置し、各学校からの問い合わせや障害対応、情報機器やシステム等を活用した授業支援を行っている。

(3) 取り組むべき課題

教育情報化においては、平成 21 年度にある程度 ICT 環境が整備されたが、導入までに期間が短かったこともあり、学校現場の現状と合わない部分やパソコンやシステム等の操作研修などが追い付かず、活用状況があまり伸びていない。

そこで、パソコン操作等が苦手な教職員へのフォローも含め全教職員の ICT 活用指導力の向上と教育活動への ICT 活用の定着を図ることが、教育情報化を進める上での大きな課題の一つである。

また、安全・着実な推進を図る上で、情報セキュリティに配慮した情報資産の運用管理、推進体制、計画の進捗管理等の強化が必要である。

① 校務情報化の推進

国全体の情報化戦略について取り組むIT戦略本部が、平成18年に示した「IT新改革戦略」では、教育の情報化の一つとして「校務の情報化」の方向性を示している。文部科学省が平成21年3月にまとめた「教育の情報化の手引き」によると、国家情報化戦略の一つとして校務情報化を進める目的は以下に示すとおりである。

【校務情報化を進める目的】

- ・ 教員の校務業務の効率化
- ・ 節約した時間や労力を、授業準備や児童生徒と接する時間へ向けられるこ

とによる教育活動の質の向上

- ・ 学校ホームページや電子メールなどの活用での保護者や地域との連携強化
- ・ 情報セキュリティの確保

宗像市においては、平成21年度末に教職員一人1台パソコンが整備されたばかりであり、情報セキュリティの確保は当然のことではあるが、まずは教職員がパソコン操作に慣れてもらうことが第一の課題である。

また、校務システムについては未導入であるため、今後校務システムの導入に向けて検討をする必要がある。

② 教科指導における ICT 活用と情報教育の体系的な推進

教科指導に関しては教員の指導力による部分が多いが、それに加え ICT 活用能力や ICT 活用指導能力が求められる。しかしながら、それらの能力の開きは予想以上に大きく、ICT 活用に否定的な意見も見受けられる。

また、教室にはネットワークが整備されていないなど ICT 環境が必ずしも簡単に活用できるものとなっておらず、事前準備等の負担も大きく各教科での ICT 活用は消極的である。

今後は、全教員が教科指導における ICT 活用の定着を図ること、そして、教科指導と関連付けた体系的な情報教育が求められる。

③ 特別支援教育における情報化の推進

特別支援教育については、児童生徒の障害の種類や程度に応じたハードウェア・ソフトウェアが必要であることは認識しているものの、十分な整備が図られていないのが現状である。

今後は、普通教室へのネットワーク整備よりも優先して特別支援教室へのネットワーク整備等を検討するなど、少しずつでも整備が進むよう配慮する必要がある。

それと同時に、担当教員による教材選択に伴う情報収集方法、利用効果や利用方法の習得機会を設け、情報化の充実を図ることが求められる。

④ ICT 活用能力向上

教育活動への ICT の利用定着を図る上で、各学校の管理職が ICT 活用に対する理解とリーダーシップを備えることが課題であり、このための研修は不可欠である。

研修については、全体研修のみならず希望者や若手教員を対象とした講座なども設け、きめ細やかに対応する必要がある。

⑤ 情報セキュリティマネジメント及びモラルの向上

情報資産の管理については、パソコン及びソフトウェアの管理方法に関すること、データ管理や運用方法など具体的な対応が求められる。

しかしながら、現在作成している情報セキュリティポリシー運用管理基準についてはまだ不備な点や具体性に欠ける部分があり、セキュリティを強化しつつも学校現場に即した内容の検討が必要である。

また、児童生徒の間で、携帯電話やパソコンを用いたインターネットの利用が急速に普及するなか、インターネット上のいじめや有害情報、犯罪に巻き込まれるなどの問題が全国的に発生している。

このようなインターネット世界の現状を正確に認識し、情報モラルの指導を確実におこなう必要がある。

情報モラル教育においては、指導する立場にある教員自身が自ら情報モラルの意識を高め、常に最新の知識を身につけていくことが必要である。

さらに、情報モラルに関しては保護者との情報共有や連携が必要となるため、PTA等を対象とした啓発活動も必要となる。

⑥ ICT環境整備

宗像市においては、Ⅱ. 1. (1) 教育情報化の現状【平成 21 年度に実施した整備事業項目】にて記載したとおり大まかな環境整備は既に完了しているが、普通教室及び特別教室等への校内 LAN の整備がなされていない。

また、通知表等の作成を支援する校務システム、電子黒板機能を有した機器、拡大投影機など周辺機器の導入もされていない。

今後は、タブレット PC や電子書籍（電子教科書）の検討も課題となり、導入の是非に関する見極めや、導入時期の判断が重要となる。

⑦ 教育情報化を支える体制の充実

「IT 新改革戦略」（平成 18 年 IT 戦略本部）では、学校の ICT 化のサポート体制強化の必要性が提言されている。

これを受け、平成 20 年 3 月には、文部科学省の「学校の ICT 化のサポート体制の在り方に関する検討会」が報告書をまとめている。その中で、ICT 支援員の必要性・効果として『利用のきっかけを与えて ICT 活用の良さへの教員の気づきを生む』『ICT 活用に伴う準備等の負担の軽減』、ICT 支援員の活用により『ICT 活用に関する自信や意識の向上、ICT 活用指導力の大幅な向上』が挙げられている。

このことから、サポート体制における ICT 支援員の存在は重要であり、ICT 支援員に対する研修の実施についても検討する必要がある。

2. 学校教育情報化の基本方針

宗像市は、次に示す4つの方針に基づき、教育の情報化を総合的かつ継続的に進めるものとする。

また、基本方針に沿った教育の情報化は、市内小中学校で一斉または段階的に取り組むものとする。

なお、この基本方針については3年ごとに再検討し、今後3年間で力を入れなくてはならない事項を優先する。

● 基本方針

- 1 校務情報化の推進による校務事務の効率化
- 2 教員における ICT 活用の充実
- 3 児童生徒の ICT 活用能力及び情報モラルに対する教育の実践
- 4 教育の情報化を支える基盤・体制づくり

(1) 校務情報化の推進による校務事務の効率化

ICTの導入による校務事務改善を推進し、教員の事務負担の軽減を促進する。これにより、教員が児童生徒と向き合うためのより多くの時間を確保する。あわせて、複数の教員による情報の共有化などICTの特性を活かし、児童生徒の個々の指導の充実を図る。

(2) 教員における ICT 活用の充実

全ての教員が、児童生徒に対する情報教育に関する指導をする立場にあり、また教育の情報化に取り組む必要があることから、ICTの活用に関する理解や知識、実践力を養成する研修やICT活用時のサポートを図り、全教員のICT活用能力及び指導力の向上に取り組む。

(3) 児童生徒の ICT 活用能力及び情報モラルに対する教育の実践

児童生徒の情報活用能力を総合的にはぐくむため、次の3つの能力について、各教科の学習と連携を図りながら、学校全体として体系的に取り組む。

① 「情報活用の実践力」

(パソコンなど情報手段の基本的な操作や活用の能力)

② 「情報の科学的な理解」

(特性や仕組みの理解、情報手段を活用した学習を振り返り評価・改善する能力)

③ 「情報社会に参加する態度」

(情報モラル)

(4) 教育の情報化を支える基盤・体制づくり

全ての教科におけるICTの活用を前提とし、普通教室などに適切なICT環境を整備し、児童生徒と教員が、安全・気軽及び日常的にICTを利用できる環境をつくる。

また、教育の情報化を計画的かつ継続的に推進するため、教育委員会や学校において役割を明確にする。学校教育情報化策定委員会や情報教育担当者会議を計画的に開催し、協議体制を確立する。

3. 具体的な方向性と取り組み

(1) 校務情報化の推進による校務事務の効率化

【取り組みの視点】

平成 21 年度末に教員一人 1 台パソコンを整備し、また校務情報化の推進のためグループウェアも導入したが、まだまだ有効に利用されていないのが実情である。

情報活用を指導すべき立場である教員に、パソコンやグループウェアを率先して利用してもらう必要があるが、導入して間がないのでまずは操作等に慣れてもらうことに重点を置き、推進を図る。

また、現在学校ごとに異なる通知表等を標準化出来ないかなど校務支援システムの導入を検討し、人事異動の際の事務の効率化を図る。

【具体的取り組み】

① グループウェア「ミライム」の活用促進

- ・ 月毎の利用状況を確認し、利用の少ない学校には再度説明に訪問し、利用や操作に関する支援をおこなう。
- ・ 教育委員会からのお知らせなど、極力ミライムの電子掲示板やメッセージを活用し、利用せざるをえない環境の推進を図る。

② 校務支援システム等検討・導入

- ・ まず、システム情報等を入手する。そして、情報教育担当者会議及び部会等においてシステムのデモやデータ等を見るなどし、システム導入方針などを決定する。システムを導入する場合、選定委員会を設置し、選定に向けて検討をおこなう。

【スケジュール】

	事業名	事業年度		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	グループウェア「ミライム」の活用促進	活用促進 活用支援	活用促進 活用支援	活用促進 活用支援
	指標	利用回数		
②	校務支援システム検討・導入	検討	実施	運用
	指標	実施有無		

(2) 教員における ICT 活用の充実

【取り組みの視点】

「ミライム」の電子掲示板等を活用し、操作手順やマニュアル等を掲載し、情報の共有を図る。

また、職員会議や既存の研修等と抱き合わせて ICT に関する研修を随時実施し、全教員の ICT 活用能力及び指導力の向上を図る。

【具体的取り組み】

- ① 学習支援ソフト「学習探検ナビ」の活用促進
 - ・メーカーである㈱ベネッセコーポレーションの研修担当者を活用し、定期的に各学校での研修を実施する。また、各月の「おすすめコンテンツ」通信を配信し、即利用できるコンテンツの情報提供を実施する。
- ② 管理職へのリーダーシップ強化（研修など）
 - ・校長及び教頭研修会などの機会を利用し、管理職を対象とした説明や研修会を実施する。
- ③ 教員の校務事務に関する ICT 活用能力の育成（研修など）
 - ・教員からの問い合わせについては、ICT 指導員及び ICT 支援員から随時説明及び指導をおこなう。
 - ・職員会議前後の時間を利用して教員対象に研修等を実施する。
- ④ パソコンやデジタルテレビを活用した授業の推進
 - ・教員からの問い合わせについては、ICT 指導員及び ICT 支援員から随時説明及び指導をおこなう。
 - ・情報教育担当者研修会等を活用して、情報提供及び情報共有をおこなう。

【スケジュール】

	事業名	事業年度		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	学習支援ソフト「学習探検ナビ」の活用促進	活用促進 活用支援	活用促進 活用支援	活用促進 活用支援
	指標	利用回数		
②	管理職へのリーダーシップ強化（研修など）	研修実施	研修実施	研修実施
	指標	開催数		
③	教員の ICT 活用能力の育成（研修など）	研修実施	研修実施	研修実施
	指標	開催数		
④	パソコンやデジタルテレビを活用した授業の推進	活用促進 活用支援	活用促進 活用支援	活用促進 活用支援
	指標	授業回数		

(3) 児童生徒の ICT 活用能力及び情報モラルに対する教育の実践

【取り組みの視点】

ICT 支援員が、情報教育の授業などに参加し、担任の補佐としてパソコン操作等の個別指導に入り、児童生徒の ICT 活用能力向上を図る。

また、職員会議や既存の研修等と抱き合わせて ICT に関する操作研修や情報モラル研修を随時実施し、全教員の ICT 活用能力及び情報モラル意識の向上を図る。

(情報モラル研修については、PTA 等を通じての実施をお願いします)

【具体的取り組み】

- ① ICT 支援員による情報教育授業の支援
 - ・機会あるたびに各学校に働きかけ、情報教育の授業に参加し、担任の補佐として、つまづいている児童生徒への個別指導をおこなう。
- ② 全教員の情報モラルの意識の向上を図る
 - ・校長及び教頭研修会などの機会を利用し、管理職を対象とした説明や研修会を実施する。
 - ・教員からの問い合わせについては、ICT 指導員及び ICT 支援員から随時説明及び指導をおこなう。
 - ・職員会議前後の時間を利用して教員対象に研修等を実施する。
- ③ 児童生徒及び保護者も含めた情報モラル啓発活動の実施・充実
 - ・児童生徒対象の全体集会や P T A 集会などを活用し、研修会を実施する。

【スケジュール】

	事業名	事業年度		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	ICT 支援員による情報教育授業の支援	実施	実施	実施
	指標	授業参加数		
②	全教職員の情報モラルの意識の向上を図る	研修実施	研修実施	研修実施
	指標	実施有無		
③	児童生徒及び保護者も含めた情報モラル啓発活動の実施・充実	研修実施	研修実施	研修実施
	指標	実施有無		

(4) 教育の情報化を支える基盤・体制づくり

【取り組みの視点】

平成21年度に整備した機器等を十分に活用することができる環境に整備することを目的に、校内ネットワークの検討、実施をおこなう。機器の更新についても一度には対応できないので、更新時期を平準化する。

特別支援教育に関する ICT 活用については、担当教員と情報共有をおこない利用コンテンツ等の検討をおこなう。

また、支援体制や情報教育担当教員の役割については、現状に即した整理ができるように、またシンプルにわかりやすいよう資料作成をおこなう。

【具体的取り組み】

- ① 校内の LAN 配線に関する検討を実施
 - ・まず、有線での整備か無線なのかの検討を行い、単年度に整備できる規模を整理し優先順位を決定する。
- ② パソコン等機器の更新
 - ・更新台数の整理及び、更新方法（学校ごとなのか、各学校数台ずつなのか）の検討及び協議をおこなう。
- ③ 電子黒板や電子教材等導入の検討
 - ・情報教育担当者を中心に、デモで確認をおこない実際に活用するなどして導入を検討する。機器やシステムについては、著しく進歩するので随時情報収集をおこない導入時期を見極める。
- ④ 特別支援教育における情報化の推進
 - ・特別支援学校などの情報も収集し、インターネット上のコンテンツが利用できないかなど、担当教員と検討をおこなう。
- ⑤ ICT 指導員・支援員及び保守業者の支援体制の整理
 - ・それぞれが対応する具体的内容を整理し、資料を作成することで可視化させる。
- ⑥ 情報教育担当教員の役割整理
 - ・現在、各学校の校務分掌にも明確にされていない情報教育担当教員の役割を各学校や校長会などと情報共有をおこないながら整理をおこなう。

【スケジュール】

	事業名	事業年度		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	校内の LAN 配線に関する検討及び実施	検討	一部実施	一部実施
	指標	実施有無		
②	パソコン等機器の更新	計画策定	更新	更新
	指標	実施有無		

③	電子黒板や電子教材等導入の検討	検討	検討・導入	検討・導入
	指標	実施有無		
④	特別支援教育における情報化の推進	検討・協議	推進	推進
	指標	実施有無		
⑤	ICT 指導員・支援員及び保守業者の支援体制の整理	検討・整理	運用	運用
	指標	実施有無		
⑥	情報教育担当教諭の役割整理	検討・整理	運用	運用
	指標	実施有無		

情報セキュリティポリシー

基本方針

(改定依頼中)

平成 15 年 3 月

宗像市

目 次

I 総則	1
1. 目的	1
2. 定義	1
3. ポリシーの位置付けと適用範囲	1
II 情報資産への脅威	2
1. 情報資産への脅威の定義	2
2. 情報資産への脅威となるもの	2
3. 情報資産への脅威により発生する事業リスク	3
III 情報セキュリティ対策	4
1. 情報セキュリティ対策	4
2. 情報セキュリティ対策基準の策定	4
3. 情報セキュリティ実施手順の策定	4
4. ポリシーの公開	4
IV 情報セキュリティに対するリスクの管理	5
1. 情報の管理方針	5
2. リスクの管理方針	5
V 情報セキュリティ管理体制	6
1. 情報セキュリティ管理体制	6

I 総則

1. 目的

この情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）は、宗像市のネットワーク並びに情報システムに係る情報資産の機密性（許可されている人だけが情報を利用できること）、完全性（情報が整合性が取れて過不足なく保存されていること）及び可用性（必要な時に情報が利用出来ること）を維持すること並びに危機発生時の対応方針を定めることを目的とする。

2. 定義

このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

市長部局、各種行政委員会等を相互に接続するための通信網（市教育委員会と市内小中学校を接続するものも含む）、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいい、下記の情報システムの定義を含むものとする。

(2) 情報システム

市内小中学校を含む、市の全ての電子計算機（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全てのデータをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態の維持をいう。

3. ポリシーの位置付けと適用範囲

ポリシーは、市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策において、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、情報セキュリティ対策の最上位に位置するものである。この適用範囲は以下のとおりとする。

- ・ 情報資産及び情報資産を取り扱う業務
- ・ 情報資産の取り扱い及び管理に携わる従事者
- ・ 情報資産を取り扱うための各種施設、設備、庁内インフラ、市内小中学校内インフラ、情報機器、ソフトウェア及び記録媒体

但し、ポリシーに沿って業務を行うことができない場合、またはポリシーに定めのない重要な事項が発生した場合は、「V項 情報セキュリティ管理体制『1. 情報セキュリティ管理体制』」に従い設置する、情報セキュリティ責任者の指示に従うものとする。

II 情報資産への脅威

1. 情報資産への脅威の定義

情報資産への脅威とは、何らかの理由により本市の情報資産の機密性、完全性、可用性が確保されず、情報資産を利用する各種業務の遂行に支障をきたし、本市が損失を被る各種脅威を発生させる原因となるリスクをいう。また、情報漏洩等により本市に対する信任を損なう風評リスクや、情報セキュリティ対策が不十分であったことを理由に訴訟を提起される法的リスクなどを発生させる原因となるリスクを含む。

2. 情報資産への脅威となるもの

情報資産への脅威となるものの例を情報セキュリティの3要素に分類し、以下のとおり示す。

(1) 機密性の欠如

- ・職員等（市内小中学校に勤務する教職員・事務職員等及び派遣要員を含む）の不正行為による情報漏洩
- ・職員等（市内小中学校に勤務する教職員・事務職員等及び派遣要員を含む）の情報セキュリティ認識不足による情報漏洩
- ・職員等（市内小中学校に勤務する教職員・事務職員等及び派遣要員を含む）以外の者による情報システムへの不正アクセスによる情報漏洩
- ・職員等（市内小中学校に勤務する教職員・事務職員等及び派遣要員を含む）以外の者による情報保存場所への物理的な不正侵入による情報漏洩
- ・外部委託先に提供した情報の管理不足による情報漏洩

(2) 完全性の欠如

- ・機密性の欠如により発生する情報改ざん及び情報破棄
- ・プログラム不備等の情報システムの不具合による意図しない情報更新及び情報破棄
- ・情報システムの運用操作の誤りによる意図しない情報更新及び情報破棄
- ・コンピュータウイルス等の不正プログラムによる意図しない情報改ざん及び情報破棄
- ・職員等（市内小中学校に勤務する教職員・事務職員等及び派遣要員を含む）の事務処理の誤りによる意図しない情報更新及び情報破棄

(3) 可用性の欠如

- ・完全性の欠如により発生する情報破壊及びシステム停止
- ・情報システム及び情報資産の保存場所における自然災害、人的災害及び破壊活動による情報破壊
- ・意図しないシステム停止の発生

3. 情報資産への脅威により発生する事業リスク

情報資産への脅威により発生する事業リスクとして以下のものが考えられる。

①信頼リスク

- ・市民サービスに影響を及ぼし、市民の信頼に影響を及ぼす危険

②風評リスク

- ・本市のイメージに悪影響を及ぼす危険

③法令等違反リスク

- ・法規制に違反する危険
- ・庁内例規に違反する危険

④業務中断リスク

- ・事故、障害により業務が中断し、対策費用が発生する危険
- ・事故、障害により業務が中断し、機会損失が発生する危険

⑤モラル低下リスク

- ・職員のやる気や倫理が低下する危険
- ・技能の低下を招く危険

⑥訴訟リスク

- ・損害賠償、監査請求等の訴え等を受ける危険

⑦権限逸脱リスク

- ・本来権限のない情報にアクセスできてしまう等の、権限を逸脱した状況が生じる危険

⑧権限侵害リスク

- ・外部の知的財産権を侵害する危険

⑨不正／犯罪リスク

- ・不正行為全般が行われる危険

⑩利敵リスク

- ・情報資産が漏洩し、部外者に有利となる危険

Ⅲ 情報セキュリティ対策

1. 情報セキュリティ対策

Ⅱ 情報資産への脅威で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷、妨害等を防ぐために物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員等にポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が行なわれるように必要な対策を講ずる。

(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等に関する技術面の対策を講ずるとともに、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視及びポリシーの遵守状況の確認等に関する運用面の対策を講ずる。

また、緊急事態が発生した際、迅速に対応できるよう危機管理対策を講ずる。

2. 情報セキュリティ対策基準の策定

市の様々な情報資産について、前条各号のセキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的に定める必要がある。そのため、各セキュリティ対策を行なう上で必要となる基本的な要件を明記した情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定するものとする。

ただし、市教育委員会においては、小中学校・教育ネットワーク独自の対策基準を策定するものとする。

3. 情報セキュリティ実施手順の策定

対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するためには、個々の情報資産の対策手順等をそれぞれ定めていく必要がある。そのため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する対策基準の基本的な要件に基づき、部局長等は所掌する情報資産の情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

ただし、市教育委員会においては、小中学校・教育ネットワーク独自の実施手順もあわせて策定するものとする。

4. ポリシーの公開

対策基準と実施手順は、公にすることにより市の行政運営に支障をきたすおそれのある情報であることから非公開とする。

IV 情報セキュリティに対するリスクの管理

1. 情報の管理方針

対象となる情報資産は、各情報の機密性、完全性及び可用性を考慮し、次の重要性分類に従い分類し、その分類に合った管理を行う。

- I 個人情報及びセキュリティ侵害が市民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報
- II 公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報
- III 外部に公開する情報のうち、セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に軽微な影響を及ぼす情報
- IV 上記以外の情報

2. リスクの管理方針

全ての情報セキュリティに対するリスクの発生を最小限に抑えるとともに、発生した場合の影響範囲を最低限にするよう要因に応じて、必要な対応を検討、実施する。

(1) 情報システムが要因となるもの

本市の業務は情報システム上で展開されているものが大半を占めていることから、情報システムの開発、運用に当たっては、情報セキュリティ確保のため十分な対策を行う。

(2) 事務リスク及び外部委託業務が要因となるもの

重要性の高い情報を利用する業務については恣意的要因を極力排除するため、情報にアクセスできる要員を限定し、リスクの極小化を図るものとする。また、重要な情報資産を利用した業務委託時には情報セキュリティを確保できる委託先を選定するとともに、適切な契約を結ぶことによってリスクを極小化する。

(3) 職員のモラル、情報セキュリティ認識が要因となるもの

本市での情報セキュリティに関する方針、基準等を明確に定め、職員等が共通の認識を持つことにより、誤った情報の取り扱いを防止する。

(4) 情報資産の保管が要因となるもの

本市における重要な情報資産が保管または、情報システムが設置されている場所に対しては、不正アクセス、天災、人災、その他の要因による情報資産の漏洩、停止・破損の発生を防止するため、可能な限りアクセス制限を行い、不正アクセスを未然に防止するとともに、重要な情報資産は複製の作成等により短時間で修復することができるよう具体的な対策を行う。

V 情報セキュリティ管理体制

1. 情報セキュリティ管理体制

本市の情報セキュリティを推進、維持するため、本市全体を対象とした情報セキュリティ管理組織を設置する。

(1) 情報セキュリティ責任者の設置

本市全体の情報セキュリティ対策を統括する情報セキュリティ責任者を設置する。

(2) 情報セキュリティ管理委員会の設置

情報セキュリティ対策の検討組織として、情報セキュリティ管理委員会を設置する。本委員会は情報セキュリティ責任者が統括する。また、本委員会の運営を円滑に行なうために事務局を設置する。

(3) 組織内における情報セキュリティの権限と責任の明確化

情報セキュリティ責任者は、既存組織において情報セキュリティを統括する部署を明確にする。また、各部署における管理者の情報セキュリティに関する責任と権限を明確にする。

(4) 情報セキュリティの監査

情報セキュリティ責任者は、庁内の情報セキュリティ対策について監査を受けるものとする。

(5) ポリシーの見直し

情報セキュリティ監査の結果及び情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、ポリシーの見直しを適時適切に実施する。

情報セキュリティポリシー 基本方針

平成15年3月 策定

平成16年3月 一部改定

平成22年〇月 一部改定

情報セキュリティポリシー

対策基準

～ 小中学校・教育ネットワーク編 ～

平成22年6月

宗像市

目 次

I 情報セキュリティ管理体制	1
1. 対象範囲	1
2. 定義	1
3. 管理体制	1
4. 情報資産の分類と管理	4
4. 1 情報資産の管理責任	4
4. 2 情報資産の分類と管理方法	4
II 情報セキュリティ対策	6
1. 物理的セキュリティ対策	6
1. 1 機器の設置	6
1. 2 サーバ室等	6
1. 3 ネットワーク	7
1. 4 教職員等が使用するパソコン及びサーバ等	7
2. 人的セキュリティ対策	7
2. 1 対象	7
2. 2 教育	8
2. 3 事故・欠陥及び違反に対する報告	9
2. 4 パスワードの管理	9
2. 5 法令遵守	9
2. 6 違反への対応	10
3. 技術的セキュリティ対策	10
3. 1 情報システム及び教育ネットワークの管理	10
3. 2 アクセス制御	12
3. 3 システム開発・導入及び保守等	13
3. 4 コンピュータウイルス対策	14
3. 5 不正アクセス対策	14
3. 6 セキュリティ情報の収集	15
3. 7 情報システムの監視	15
4. 運用におけるセキュリティ対策	15
4. 1 緊急時対応対策	15
4. 2 監査	15
4. 3 点検	16
4. 4 ポリシーの更新	16
別表	17

I 情報セキュリティ管理体制

1. 対象範囲

この情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）が対象とする範囲は、市立小中学校及び市教育委員会で利用する教育ネットワーク及び情報システム（以下「教育情報システム」という。）、教育情報システムに係る情報資産の利用や運用に携わる教職員等及び事業者とする。

2. 定義

このポリシーにおける用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 教育ネットワーク

市教育委員会及び市立小中学校を結ぶネットワークをさし、児童生徒及び教職員等が利用することを前提に構築されたネットワークをいう。

(2) 教職員等

市立小中学校に勤務する教職員及び事務職員等、市教育委員会職員、市 ICT 指導員及び支援員をいう。

(3) 事業者

システムの開発、運用、保守等を行うため契約を締結している外部委託事業者をいう。

(4) 情報の重要性分類

情報資産を機密性、完全性、可用性の3つの側面から重要性を検討し分類したものをいう。この分類は、情報資産をどのように扱い、保護するかを決めるための判断基準となり、これに基づき要求されるセキュリティ水準が定められる。

3. 管理体制

本市教育委員会の教育情報セキュリティ管理の組織及び体制は、次のとおりとする。（体制図は、別表のとおり）

名称	該当する組織 又は役職	主な役割
教育情報セキュリティ 責任者	教育長	○ 教育情報システム、情報資産及び情報セキュリティに関する最終決定権限及び責任を有する最高責任者。
教育ネットワーク 責任者	教育部長	○ 教育情報システム、情報資産及び情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。 ○ 教育情報システムの開発、運用、変更等を行う権限及び責任を有する。 ○ 教育情報セキュリティ責任者（教育長）を補佐しなければならない。 ○ 教育情報システム及び情報資産に対する侵害また



		<p>は侵害のおそれのある場合には、教育情報セキュリティ責任者（教育長）の指示に従い適切な処置を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育情報セキュリティ責任者（教育長）が不在の場合、自らの判断に基づき必要かつ十分なすべての措置を講ずる権限及び責任を有する。この場合、教職員等及び事業者は教育ネットワーク責任者（教育部長）の指示に従わなければならない。 ○ 緊急時対応計画の策定及び見直しを行わなければならない。
教育ネットワーク・システム統括管理者	教育政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育ネットワークにおける開発、運用、変更等を行う権限及び責任を有する。 ○ 教育ネットワークにおける情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。 ○ 教育情報システムの開発、運用、変更等を行う権限及び責任を有する。
教育ネットワーク・システム管理者	教育政策課学務係長	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム及び情報資産に関する実施手順の維持及び管理を行わなければならない。 ○ 教育ネットワーク・システム統括管理者（教育政策課長）の指示に従い、教育ネットワークにおける情報セキュリティに関する指導及び助言を実施する。 ○ 教育ネットワークにおける情報資産に関する実施手順の維持及び管理を行わなければならない。
教育ネットワーク・システム担当者	教育政策課学務係職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の事項を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ① ハードウェア及びソフトウェアの導入、管理及び保守 ② 教育ネットワーク・システム構成、設定情報の管理及び保守 ③ 教育ネットワーク・システム及び情報資産のバックアップの確保 ④ 利用情報の管理
教育情報セキュリティ管理委員会	教育情報化計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校・教育ネットワークにおけるポリシー、実施手順、緊急時対応計画、教育、訓練プログラム等、情報セキュリティに関する重要な事項を協議し、その実施について統一的かつ効果的な推進を図るものとする。
セキュリティ統括管理者	各学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校の情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有する。 ○ ポリシーの遵守に関する意見の集約並びに教職職員等に対する教育、訓練、助言及び指導を行う。
セキュリティ管理者	各学校の教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校の情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。 ○ セキュリティ統括管理者（各学校長）の下、各学校内におけるポリシーの遵守に関する権限と責任を有する。



		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校における情報システム及び情報資産に対する侵害または侵害のおそれのある場合には、教育ネットワーク責任者（教育部長）及びセキュリティ統括管理者（各学校長）へ速やかに報告を行い、指示に従わなければならない。 ○ 各学校における情報システム及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）の維持及び管理を行わなければならない。
<p>セキュリティ担当者</p>	<p>各学校の情報教育担当教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校におけるポリシーの遵守に関する意見の集約並びに教職員等に対する教育、訓練、助言及び指導を行う。 ○ 各学校における情報システム及び情報資産に対する侵害または、侵害のおそれのある場合には、セキュリティ管理者（各学校教頭）へ速やかに報告しなければならない。



4. 情報資産の分類と管理

4.1 情報資産の管理責任

(1) 管理責任

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、所管する情報資産の管理責任を有する。

(2) 利用者の責任

情報資産を利用する者は、情報の重要性分類に従い利用する責任を有する。

(3) 責任の範囲

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、情報資産が複製または伝送された場合、これについても分類に従い管理しなければならない。

4.2 情報資産の分類と管理方法

(1) 情報資産の分類

対象となる情報資産は、各情報の機密性、完全性及び可用性を考慮し、次の重要性分類に従い分類する。

重要性分類	情報資産
I (重要性高)	個人情報及び情報の漏えい、破壊、改ざん等のセキュリティ侵害（以下「セキュリティ侵害」という。）が児童生徒及び保護者等の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報
II	公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が教育行政事務の執行や教育現場に重大な影響を及ぼす情報
III	外部に公開する情報のうち、セキュリティ侵害が、教育行政事務の執行や教育現場に軽微な影響を及ぼす情報
IV	上記以外の情報

(2) 情報資産の管理方法

① 情報資産の管理及び取扱い

- 各学校教頭（セキュリティ管理者）は、情報資産について、重要性分類に従い整理しなければならない。
- 教職員等は、重要な情報資産（重要性分類II以上）が第三者の目に触れないように、適切に保管しなければならない。
- 教職員等は、重要な情報資産（重要性分類II以上）を庁舎内及び各学校内で移動させる場合には、各学校教頭（セキュリティ管理者）の許可を得なければならない。

② 記録媒体等の管理

- 教職員等は、記録媒体等を適切に管理しなければならない。
- データで存在する重要な情報資産（重要性分類II以上）については、すべてサーバ上のアクセス制限のかかった領域（フォルダ）に保管しなければならない。
- 重要な情報資産（重要性分類II以上）を記録した記録媒体等を持ち出して



はならない。どうしても、持ち出す必要がある場合は、各学校教頭（セキュリティ管理者）の許可を得なければならない。

③ 記録媒体の廃棄

重要な情報資産（重要性分類Ⅱ以上）を記録した媒体の廃棄は、次のとおり行うものとする。

- ・ ネットワーク責任者の許可を得なければならない。
- ・ ディスクシュレッダーを活用する等、情報資産を復元できないような措置を講じなければならない。
- ・ 廃棄の日時、担当者、処理内容（方法）等を記録し保存しなければならない。



II 情報セキュリティ対策

1. 物理的セキュリティ対策

1. 1 機器の設置

(1) 機器の設置及び設定

- ① サーバ等は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外すことができないように必要な措置を講じなければならない。
- ② 重要な情報資産（重要性分類Ⅱ以上）を管理するサーバ等はバックアップ及び二重化等により、常に同一データを保持しなければならない。

(2) 電源

サーバ等の電源については、当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければならない。

(3) 接続機器及び配線

- ① 配線及びネットワーク機器は、傍受または損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。
- ② 主要な箇所の配線は、損傷等についての定期的な点検を行わなければならない。
- ③ 学務係長（教育ネットワーク・システム管理者）、学務係員（教育ネットワーク・システム担当者）、各学校教頭（セキュリティ管理者）、情報化担当教職員（セキュリティ担当者）及び許可された事業者以外の者が、配線を変更、追加できないように必要な措置を講じなければならない。
- ④ 無線LANを導入する場合は、教育部長（教育ネットワーク責任者）の許可を得なければならない。また、重要な情報資産（重要性分類Ⅱ以上）を送信する際には、経路を暗号化する等、十分な漏えい防止策を実施しなければならない。

(4) 庁舎及び各学校外に設置する装置

- ① 庁舎及び各学校外に設置する装置は、ネットワーク責任者の承認を受けたものでなければならない。
- ② ネットワーク統括管理者は、定期的に当該装置の情報セキュリティ水準について確認しなければならない。
- ③ 庁舎及び各学校外に持ち出される端末、記録媒体等について、庁舎及び各学校外における管理方法を定め、管理簿を作成する等適切に管理しなければならない。

1. 2 サーバ室等

(1) サーバ室等の整備

- ① ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋（以下「サーバ室」という。）及び各学校のパソコン教室は、施錠等必要な措置を講じ、無許可の者の立入りを防止しなければならない。



らない。

② サーバ等は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、その配置は、緊急時に職員等が円滑に避難できるように配慮したものでなければならない。

③ 消火剤は、機器及び記録媒体に影響を与えるものであってはならない。

(2) 機器等の搬入搬出場所

① サーバ室へ機器等を搬入搬出する場合は、あらかじめ当該機器等の既存情報システムに対する安全性について、職員による確認を行わなければならない。

② 機器等の搬入搬出には、職員が同行する等必要な措置を講じなければならない。

1. 3 ネットワーク

① 新規に教育ネットワークに端末等を接続する場合は、ネットワーク統括管理者の許可を得なければならない。また接続環境等を変更する場合も同様とする。

② パソコン教室等用ネットワーク、職員室用ネットワークは、それぞれ回線を分離するものとする。

③ インターネットに使用する回線は、ネットワーク責任者が許可したものでなければならない。

1. 4 教職員等が使用するパソコン及びサーバ等

各学校教頭（セキュリティ管理者）は、盗難防止のための必要な措置を講じなければならない。

2. 人的セキュリティ対策

2. 1 対象

(1) 教職員等及び事業者

教職員等及び事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

① 情報セキュリティ対策の遵守義務

- ・ ポリシー及び実施手順に定められている事項を遵守しなければならない。
- ・ 情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点などについて、情報化担当教職員（セキュリティ担当者）に相談し、その指示に従わなければならない。

② 情報資産の取扱い等

- ・ 業務目的以外で情報システムを使用してはならない。
- ・ 自らが管理する端末や記録媒体について、許可なく第三者の使用、または情報の閲覧がなされることがないように、適切な措置を講じなければならない。
- ・ 端末等を庁舎外もしくは各学校外に持ち出す場合は、ネットワーク統括管理者の許可を得なければならない。
- ・ 個人所有のパソコンを持ち込み、ネットワークに接続してはならない。



(2) 外部委託に関する管理

- ① 各学校教頭（セキュリティ管理者）は、情報システムの開発及び保守を事業者（下請事業者も含む。）に委託する場合は、事業者が守るべき次の項目に留意し、契約を締結しなければならない。
 - ・ 業務上知り得た情報の守秘義務
 - ・ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - ・ 提供された情報の返還義務
 - ・ 宗像市教育委員会に対する報告義務
 - ・ 宗像市教育委員会による定期的な報告徴収、監査、検査の実施
 - ・ 従業員に対する情報セキュリティ教育の実施
 - ・ ポリシー遵守のために構築する体制
 - ・ ポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)
- ② 事業者が、担当する情報システムで作業する場合は、教職員等の許可を受け、たうえで作業し、教職員等はその作業を確認しなければならない。
- ③ 信頼のおける事業者に委託するため、必要な資格等を定めなければならない。
- ④ ネットワーク統括管理者は、必要に応じ、作業中に身分証明書の掲示を事業者に求め、契約で定められた資格を有するものが作業に従事しているかを確認しなければならない。
- ⑤ ポリシーに違反した事業者については、その契約内容に基づき処分するものとする。

2. 2 教育

- ① 教育長（教育情報セキュリティ責任者）は、説明会等を実施し、職員等及び事業者に対しポリシーについて周知及び啓発を行わなければならない。また、新規採用教職員等を対象とするポリシーに関する研修を別途設け、その趣旨を十分に理解させなければならない。
- ② ポリシーに関する教育、訓練プログラムは、情報セキュリティ管理委員会で承認されたものを使用するものとする。
- ③ ネットワーク統括管理者は、必要に応じ緊急時対応計画に基づく事案を想定した訓練を教職員等に実施するものとする。訓練の計画に当たっては、教育ネットワーク及び情報システムの規模などを考慮し、訓練実施の範囲を適宜定めるものとする。
- ④ 情報システムの開発・保守・運用管理等に携わる教職員等は、担当者として必要な技術力を修得・維持するための研修等を受けなければならない。
- ⑤ 教職員等は、定められた研修に参加し、ポリシー及び実施手順を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように努めなければならない。
- ⑥ 各学校教頭（セキュリティ管理者）は、教職員等が常にポリシー及び実施手順を参照できるよう配慮しなければならない。

2. 3 事故、欠陥及び違反に対する報告



(1) 事故、欠陥等に対する報告

- ① 教職員等及び事業者は、情報セキュリティに関する事故、情報システム上の欠陥及び誤動作を発見した場合、または、これらについて児童生徒等から連絡を受けた場合は、情報化担当教職員（セキュリティ担当者）に報告しなければならない。
- ② 情報化担当教職員（セキュリティ担当者）は、事故等について報告を受けた場合は、各学校教頭（セキュリティ管理者）に報告しなければならない。
- ③ 報告を受けた各学校教頭（セキュリティ管理者）は、教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）へ報告し、教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 違反に対する報告

- ① 教職員等及び事業者は、発見したポリシーへの違反行為のうち、教育運営に損害を及ぼす可能性のあるものについては、各学校教頭（セキュリティ管理者）に報告しなければならない。
- ② 報告を受けた各学校教頭（セキュリティ管理者）は、各学校長（セキュリティ統括管理者）及び教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）へ報告し、ネットワーク統括管理者の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
- ③ 報告を受けたネットワーク統括管理者は、違反行為のうち、情報セキュリティ上重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、緊急時対応計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2. 4 パスワードの管理

(1) パスワードに関する遵守事項

教職員等及び事業者は、自己の保有するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ① パスワードは秘密にし、他者からのパスワード照会等には一切応じないこと。
- ② 不用意にパスワードのメモを作成しないこと。
- ③ 端末にパスワードを記憶させないこと。
- ④ 事業者には別途、作業用のパスワードを付与すること。

(2) パスワードの管理方法

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、所管する情報システムのパスワード情報を厳重に管理し、定期的にその妥当性について調査しなければならない。

2. 5 法令遵守

教職員等及び事業者は、使用する情報システム及び情報資産について、業務に関係する法令のほか次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ・ 著作権法（昭和45年法律第48号）



- ・ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- ・ 福岡県情報公開条例（平成13年3月30日福岡県条例第5号）
- ・ 福岡県個人情報保護条例（平成16年12月27日福岡県条例第57号）
- ・ 宗像市情報公開条例（平成15年条例第10号）
- ・ 宗像市個人情報保護条例（平成16年条例第12号）

2. 6 違反への対応

(1) 罰則

- ① ポリシーに違反した者のうち、福岡県個人情報保護条例に抵触するものについては、同条例の第7章「罰則」を適用する。また、宗像市個人情報保護条例に抵触するものについては、同条例の第5章「罰則」を適用する。
- ② 教職員等は市教育委員会が保有する情報システムに対し故意または過失により損害を与えた場合、その復旧にかかる賠償の責を負うものとする。

(2) 違反の記録

教育部長（教育ネットワーク責任者）は、報告された違反を記録するとともに、再発防止策を講じなければならない。

3. 技術的セキュリティ対策

3. 1 情報システム及び教育ネットワークの管理

(1) アクセス記録及び障害記録の取得等

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、アクセス記録及び障害記録の取得等について、次のとおり行うものとする。

- ① 各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録をすべて取得し、一定の期間保存しなければならない。
- ② アクセス記録等が窃取、改ざん及び消去されないように必要な措置を講じなければならない。
- ③ 定期的にアクセス記録等を分析しなければならない。
- ④ 情報システムの障害に対する処理や問題等について、記録し、常に活用できるように保存しなければならない。

(2) 情報システムの仕様書等の管理

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、教育ネットワーク構成図及び情報システムの仕様書を、厳重に管理しなければならない。

(3) 情報システムの導入

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、情報システムの導入及び追加・変更等について、その手順を定めなければならない。



(4) バックアップ

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、サーバ等に記録された情報資産について、その重要度に応じて期間を設定し、定期的に別の記録媒体に複製を作成しなければならない。

(5) 外部の者が利用できるシステム

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、外部の者が利用できるシステムについては、必要に応じ、情報セキュリティについての対策を講じなければならない。

(6) 情報システムの入出力データ

- ① 情報システムに入出力されるデータは、適切なチェック等を行い、それが正確であることを確実にするための対策を講じなければならない。
- ② 情報システムから出力されるデータは、保存された情報の処理が正しく反映され、出力されることを確保しなければならない。

(7) ウェブページ利用の制限

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、教育上不適切なウェブページに児童生徒がアクセスできないようにしなければならない。

(8) メール機能の制限

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、教職員等が利用できるメールボックスの容量や送受信ファイルの上限を設定する等の必要な措置を講じなければならない。

(9) ソフトウェアの導入及び機器構成変更の制限

- ① 教職員等及び事業者は、教育ネットワークに接続された機器に対し、ソフトウェアのインストール及び機器の改造や増設等を行う場合は、教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）の許可を得なければならない。

また、上記以外の機器にソフトウェアのインストール及び機器の改造や増設等を行う場合は、各学校教頭（セキュリティ管理者）の許可を得なければならない。

- ② 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、端末のソフトウェアのインストール状況及び環境について常時監視し、必要に応じ端末を初期設定に戻す等の措置を講じなければならない。
- ③ 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、無許可で改造及び機器の増設及び交換を行った教職員等並びに事業者のネットワークへのアクセス権限を制限する。

(10) 動作検証

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、必要に応じ、二重化した情報システムを検証しなければならない。



3. 2 アクセス制御

(1) 利用者管理

- ① 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、利用者の登録、変更、抹消等の情報を適正に管理しなければならない。
- ② 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、許可された以外の者が、容易に操作できないよう、ID及びパスワードを設定する等の適切な措置を講じなければならない。

(2) 管理者権限

- ① システム管理者権限のID及びパスワードを使用する者は、ネットワーク統括管理者が指名し、教育部長（教育ネットワーク責任者）が認めた者でなければならない。
- ② 各学校教頭（セキュリティ管理者）の権限を代行する者は、各学校教頭（セキュリティ管理者）が指名し、各学校長（セキュリティ統括管理者）が認めた者でなければならない。
- ③ 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、アクセス記録、メール等を閲覧できる権限を有する職員等及び事業者を、あらかじめ指名し、教育部長（教育ネットワーク責任者）に報告しなければならない。

(3) 教育ネットワーク経路制御

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、不正アクセスを防止するため、適切な経路制御を行わなければならない。

(4) 外部ネットワークとの接続

- ① 外部のネットワークと接続する場合、教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、教育長（教育情報セキュリティ責任者）の許可を得たうえ、当該外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報セキュリティに留意したネットワークを構築しなければならない。
- ② 外部ネットワークの利用は教育部長（教育ネットワーク責任者）の適切な管理下で行わなければならない。
- ③ 接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、本市教育委員会の情報システムに係る情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、教育部長（教育ネットワーク責任者）の判断に従い、速やかに当該外部ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

(5) 外部からのアクセス

外部から本市教育委員会の情報システムにアクセスする場合（事業者による遠隔保守を含む。）は、次の事項を実施しなければならない。

- ① 内部のネットワークに直接接続せず、外部アクセスサーバへの接続のみを



許可するものとし、教育部長（教育ネットワーク責任者）の許可を得なければならない。

- ② 事業者による遠隔保守については、必要最小限の接続にとどめ、作業終了後は速やかに切断しなければならない。

3. 3 システム開発、導入及び保守等

(1) 情報システムの調達

- ① 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、機器及びソフトウェアの導入、保守及び撤去について、その手順及び基準を定めなければならない。
- ② 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、情報システムを調達する場合、調達仕様書が情報セキュリティを確保しているか確認しなければならない。
- ③ 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、機器及びソフトウェアを導入する場合、当該製品が情報セキュリティを確保しているか確認しなければならない。

(2) 情報システムの変更

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、情報システムの機能を追加、変更、廃棄等した場合、その際の設定、構成等の履歴を記録し、保存しなければならない。

(3) 情報システムの開発

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、システム開発及び保守時の事故、不正行為対策のため、次の事項を実施しなければならない。

- ・ 責任者及び監督者を決定すること。
- ・ 作業者及び作業範囲を決定すること。
- ・ セキュリティ上問題が発生するおそれのあるOS、ミドルウェア及びアプリケーションソフトを使用禁止すること。
- ・ アクセス制限を行うこと。
- ・ 機器の搬入搬出の際の許可及び確認を行うこと。
- ・ 作業記録の提出を義務づけること。
- ・ マニュアル等の保管を行うこと。
- ・ ID及びパスワードについて、当該開発及び保守の終了後に不要となったものを速やかに抹消すること。

(4) システムの導入

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、システムの導入にあたり、次の事項を実施しなければならない。

- ① 新たに情報システムを導入する場合は、既存システムとの接続試験を十分に



行うこと。

- ② 試験に使用したデータ及びその結果を厳重に保管すること。
- ③ 本番稼働開始前に十分な負荷テストを実施し信頼性と可用性を検証すること。

(5) ソフトウェアの保守及び更新

- ① ソフトウェア（独自開発ソフトウェア及び汎用ソフトウェア）等を更新、または修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他の情報システムとの相性を確認し、計画的に行わなければならない。
- ② 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、特に情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対する修正プログラムの導入について、直ちに対応しなければならない。

(6) 機器の修理及び廃棄

- ① 記録媒体の含まれる機器について、事業者修理及び廃棄を委託する場合は、その内容が復元不可能な状態で行わなければならない。
- ② 故障した機器を事業者修理を委託する際、情報を消去することが困難な場合は、修理を委託する事業者に対し、守秘義務を明記した契約を締結しなければならない。

3. 4 コンピュータウイルス対策

- ① 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校教頭（セキュリティ管理者）は、次の事項を実施しなければならない。
 - ・ ウィルスに関する情報について、必要に応じ教職員等への情報提供を行うこと。
 - ・ ウィルスに関する情報の収集を常時行うこと。
 - ・ サーバ及び端末におけるウィルスチェックを行うこと。
 - ・ ウィルスチェック用のパターンファイルを常に最新の状態に保つこと。
- ② 外部のネットワークと送受信するファイルは、必ずウィルスチェックを行い、ウィルスのシステムへの侵入及び拡散防止に努めなければならない。
- ③ 教職員等及び事業者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ・ 外部からデータまたはソフトウェア（電子メールの添付ファイルやインターネットからダウンロードしたファイルを含む。）を取り込む場合は、必ずウィルスチェックを行うこと。
 - ・ 記録媒体を庁舎内及び各学校に持ち込む場合は、教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校長（セキュリティ統括管理者）の許可を得ること。
 - ・ 差出人が不明な電子メールや不信な電子メールは、速やかに削除すること。

3. 5 不正アクセス対策

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校長（セキュリティ統括管理者）は、次の事項を実施しなければならない。

- ① メーカー等から修正プログラムの提供があった場合、直ちに情報システムに



与える影響等を検証したうえで適用すること。

- ② 情報システムに不正な侵入や利用があった場合、探知等ができるよう、適切な対策を講じること。
- ③ 外部の者による情報システムへの攻撃を受けたことが明確な場合、緊急時対応計画に従い、システムの停止を含む必要な措置を講じること。
- ④ 攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス禁止法違反等犯罪の可能性がある場合、緊急時対応計画に従い、関係機関との緊密な連携に努めること。
- ⑤ 教職員等及び事業者による不正アクセスの結果、データの漏えい、破壊、改ざん、システムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員等及び事業者のネットワークへのアクセスを停止すること。

3. 6 セキュリティ情報の収集

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、情報システムの安全かつ安定した運用を確保するため、情報セキュリティに関する情報を収集しなければならない。

3. 7 情報システムの監視

- ① 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、不正アクセス及び機器の故障等の障害を検知するため、常時ネットワークの監視を行わなければならない。
- ② 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、監視により得られた結果については、窃取、改ざん、消去が行われないように必要な措置を講じなければならない。

4. 運用におけるセキュリティ対策

4. 1 緊急時対応対策

教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）及び各学校長（セキュリティ統括管理者）は、情報システムへの不正侵入及び侵害が発生した場合における連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧等の必要な措置を迅速かつ円滑に行い、再発防止の措置を講じるため、次の事項に留意し、緊急時対応計画を作成しなければならない。

- ・ 連絡先
- ・ 不正侵入等の調査
- ・ 不正侵入等の対処
- ・ 再発防止の措置
- ・ 外部委託による運用契約

4. 2 監査

- ① 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、必要に応じ、情報システムの情報セキュリティについて監査を行わなければならない。
- ② 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、事業者に委託



している場合（下請事業者を含む。）、ポリシーの遵守について必要の都度監査を行わなければならない。

- ③ 教育長（教育情報セキュリティ責任者）は、監査結果をとりまとめ、情報セキュリティ管理委員会に報告しなければならない。情報セキュリティ管理委員会は、この報告結果をポリシーの更新の際の参考資料として活用するものとする。

4. 3 点検

- ① 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、ポリシーに沿った情報セキュリティ対策が行われているかについて、教職員等にアンケート等を実施しなければならない。
- ② 教育政策課長（教育ネットワーク・システム統括管理者）は、アンケート等の結果をとりまとめ、情報セキュリティ管理委員会に報告しなければならない。

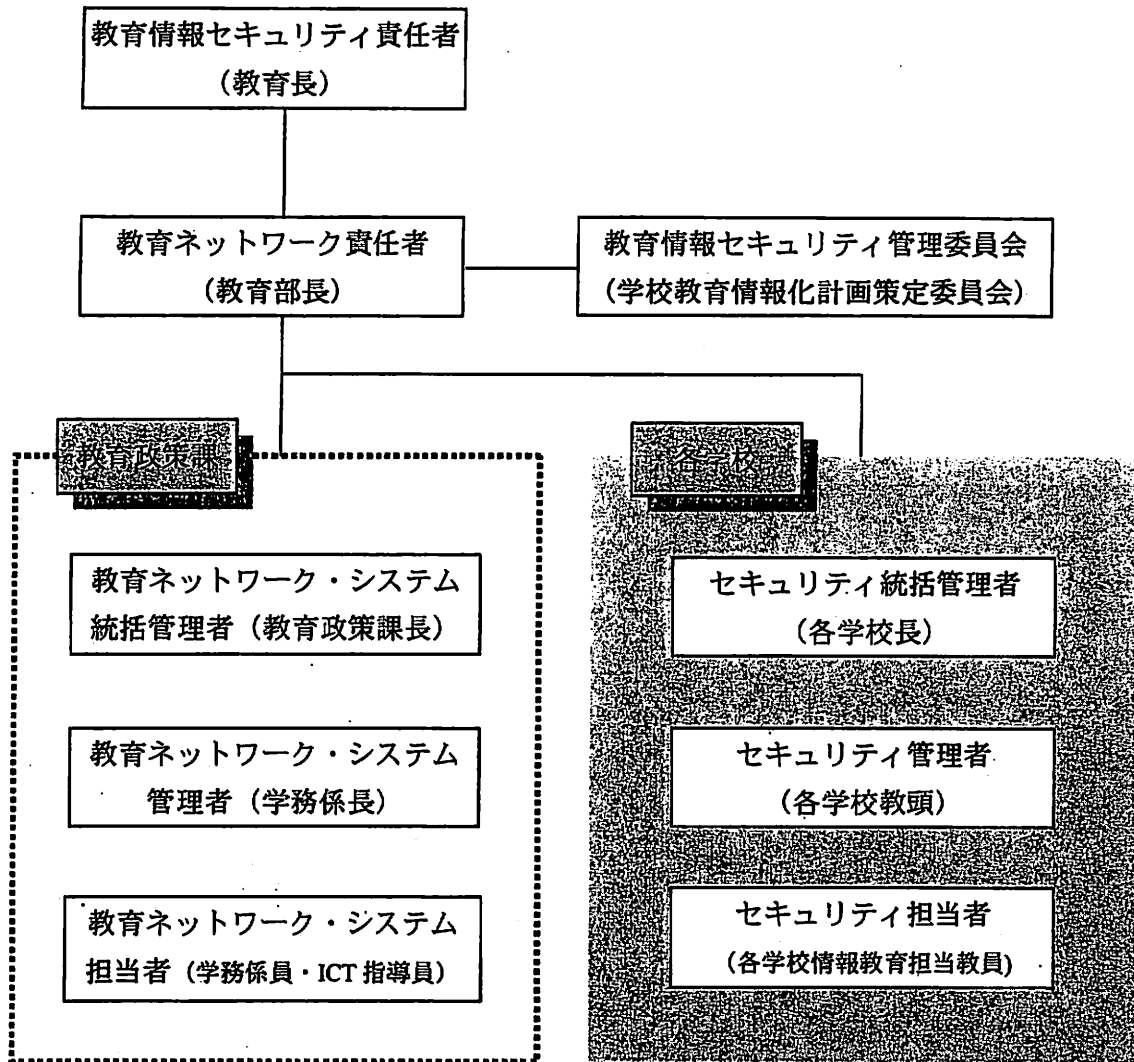
4. 4 ポリシーの更新

情報セキュリティに対する新たな対策が必要になった場合は、監査の結果及び点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ管理委員会は、ポリシーの実効性を評価したうえで、必要な部分を見直し、その内容の変更や対応時期について協議しなければならない。この協議結果に基づき、教育長（教育情報セキュリティ責任者）がポリシーを更新しなければならない。



別表

小中学校・教育ネットワークにおける情報セキュリティ管理の組織及び体制



No	日付	変更内容等
1	平成 22 年 6 月	策定

情報セキュリティポリシー

運用管理基準

～ 小中学校・教育ネットワーク編 ～

平成22年9月

宗像市



目 次

1. 運用上の基本事項について1
2. パソコン等の取扱いについて1
3. パスワードの管理について4
4. 著作権の配慮について5
5. インターネット等の利用について5
(1) インターネットについて	
(2) 電子メールのアドレスについて	
(3) 電子メールの利用について	
(4) メーリングリストの利用について	
6. ウィルス対策について7
7. データの管理について7
8. 標準ソフトウェア等について7
9. 周知方法等について8

様式



はじめに

宗像市情報セキュリティポリシーに基づき、教職員用パソコンや教育ネットワークの円滑かつ安全な運用を行なうため、言い換えれば、対策基準を実行するための具体的行動マニュアルに相当するものが実施手順であるが、この運用管理基準をそれとみなす。

また、情報教育における環境活用や事務の効率化を進めるなかで、教職員を情報漏洩事故やウィルス感染被害から守り、安全に業務ができるよう策定したものである。

なお、この運用管理基準及びセキュリティポリシーについては、1年間におけるPDCAサイクルに基づき見直しをしていく必要があるが、改定する場合は、これらを検討・決定する『宗像市学校教育情報化計画策定委員会』の各年度第1回開催時におこなう（事前に、市内小中学校情報教育担当者会議で協議する）。

1. 運用上の基本事項について

(1) 基本事項について

- ① 教育ネットワーク等の使用者（以下「教職員等」という。）は、パソコン、ソフトウェア等の情報システムを職務以外の目的に使用してはならない。
- ② 教職員等は、情報システムの使用・運用等に関する情報を、第三者に漏洩してはならない。
- ③ 教職員等は、パソコン、ソフトウェア等の情報システムを取扱う場合において、宗像市情報セキュリティポリシー、宗像市個人情報保護条例、福岡県個人情報保護条例、個人情報保護に関する法律、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等、関係法令を遵守する。

(2) セキュリティ管理体制について

- ① 教育ネットワーク等の全般を統括管理するため、教育ネットワーク・システム統括管理者を置く。教育ネットワーク・システム統括管理者は、教育政策課長とする。
- ② 各小中学校のパソコン、ソフトウェア等の情報システム及びネットワーク等に係るデータの情報資産を管理するため、セキュリティ統括管理者を置く。セキュリティ統括管理者は、各学校長とする。
- ③ 各小中学校は、セキュリティ統括管理者の下、各学校内におけるポリシーの遵守に関する権限と責任を有するセキュリティ管理者を置く。セキュリティ管理者は、各学校の教頭とする。
- ④ 各学校にセキュリティ担当者を置くが、セキュリティ担当者は各学校の情報教育担当教諭が兼務する。セキュリティ担当者の役割は、ポリシーに関する意見の収集・教職員に対する助言や指導・情報システム及び情報資産の障害等があった場合のセキュリティ管理者（各学校の教頭）への報告である【システム及び機器等の管理や障害対応などは、ICT支援員が行う】。
- ⑤ 教職員等は、教育ネットワーク・システム統括管理者（以下「教育政策課長」）、セキュリティ統括管理者（以下「各学校長」）、セキュリティ管理者（以下「各学校の教頭」）の指示に従い、ネットワーク等の運用に協力する。

2. パソコン等の取扱いについて

教職員等は、パソコン等の取扱いに細心の注意を払うとともに、次に掲げる事項を遵守するもの



とする。

- (1) パソコン等を無断で増設又は周辺装置を接続してはならない。増設又は周辺装置を接続する場合は、教育政策課長に申請し承認を得るものとする。【様式1】

申請が必要な機器等	申請が不要な機器等 (各学校長に目的を説明し承認を得ること)
パソコン (基本的には委員会が購入)	モニタ (ディスプレイ)
外付けブルーレイ・DVD・CD・MO・FDドライブ	キーボード
メモリーカードライター・リーダー	マウス
プリンター	デジタルカメラ (再生用のソフトについては、ソフトウェア登録申請が必要)
スキャナー	デジタルビデオカメラ (再生用のソフトについては、ソフトウェア登録申請が必要)
ボイスレコーダー (機種によっては、管理者権限がないと使用できないものがあるので、事前に相談すること)	
Webカメラ	

※ 故障時のデータ保障が出来ないため、外付けハードディスクドライブは、許可しない (サーバ及びNASでのデータ保管を義務付けしている。サーバ及びNASの保存容量が不足した場合は、教育委員会にて対応する)。

※ USBメモリについても購入は許可しない (現在導入しているA-LOCKY_USBメモリを活用すること)

- (2) パソコン等に無断でソフトウェアを導入してはならない。ソフトウェアを導入する場合は、教育政策課長に申請し承認を得るものとする。【様式2】

申請が必要なソフト等	申請が不要なソフト等
プリンタ・デジタルカメラ・デジタルビデオカメラ・スキャナ等のドライバソフト その他、右記以外のソフト	駅すばあとのバージョンアップ
	電子地図帳等のバージョンアップ
	国・県等が配布したソフトのバージョンアップ
	インストール時に管理者権限が不要なフリーソフト

※ A-LOCKYや端末管理等ソフト (瞬快)、授業支援ソフト



(アドバンテージクラス) への影響が懸念されるため、基本的には各学校のパソコン教室や職員室、事務室でインストール出来ないように設定している（共有パソコンは除く）。

※ ウィンドウズのアップデート等については、検証済み分のみ随時適応する。

(3) 新たにパソコンやプリンタをネットワークに接続する場合は、教育政策課長に届け出し承認を得るものとする。接続環境等を変更する場合も同様とする。【様式1】

(4) パソコン、個人情報データ等を庁外、施設外及び校外へ持ち出し、又は部外者へ提供してはならない。

やむを得ない理由で、外部へ持ち出す場合は、各学校長及び教育政策課長に届け出し、承認を得るものとする。【様式3】

ただし、A-LOCKY_USBメモリ（暗号化領域活用分）で個人情報データや機密情報を含まない教材用データを持ち出す場合は、この限りではない（教材用データは、学校内サーバでは暗号化領域で管理しなくて良いが、持ち運ぶ場合は暗号化しておく）。

届出が必要な場合	届出が不要な場合
講習会・説明会・研修会において、その際に使用するパソコンを学校外に持ち出す場合はすべて。	個人情報データや機密情報を含まない教材用データを A-LOCKY_USBメモリ（暗号化領域活用分）で自宅に持ち帰る場合。
卒業アルバムや写真集を業者に委託する際に、個人情報などが入った記録媒体（CDやUSBメモリなど）を提供する場合。	
その他、児童生徒名簿や教職員名簿を外部団体等に記録媒体で提供する場合。	
A-LOCKY_USBメモリで自宅に持ち帰るが、中のデータに個人情報や部外秘分が含まれる場合。	
個人情報や部外秘のデータをメールに添付して送付する場合。	

(5) 個人所有のパソコンやUSBメモリを持ち込むこと、またそれらをネットワークやパソコンに接続することを禁止する。

ただし、人事異動の際に個人所有データ（個人情報を含まない）をUSBメモリで抜き取る場合等には、各学校長及び教育政策課長に届け出し、承認を得るものとする。【様式3】



届出が必要な場合	届出が不要な場合
中体連や地区の部会などの担当になり、それらのデータを入れているUSBメモリなどを用いて職場で業務を行う場合。	なし
人事異動の際に個人所有データ（個人情報を含まない）をUSBメモリで抜き取る場合。	
外部講師が持参したUSBメモリを学校のパソコンに接続して講習会を開催する場合。	

- (6) パソコン等を廃棄する場合は、廃棄前にハードディスクのデータ消去等情報漏洩防止に必要な措置を行なうものとする（教育委員会対応）。
- (7) 不正アクセス又はそれに類する行為を行ってはならない。
- (8) 職務以外の目的で個人情報の閲覧、収集する行為を行ってはならない。
- (9) 自らが管理するパソコンや A-LOCKY_USB メモリを盗難や不正使用等の被害防止に努めるものとする。
- (10) パソコンのハードディスク内（マイドキュメントやデスクトップ上など）には、個人情報を含んだデータを保存してはならない。
- (11) 一日の業務後や休暇、出張時には必ずパソコンの電源を切っておくこと。
- (12) 人事異動で学校をかわる際は、インターネットエクスプローラーの「お気に入り」登録データやマイクロソフトIMEのユーザ辞書（単語登録）データを取り出し、異動先の学校のパソコンに移行すること（利用者のみ。該当者には事前にマニュアルを配布予定）を推奨する。

3. パスワードの管理について

教職員等は、パスワードの管理について注意を払うとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

※ パスワードについては、ファイル管理保管する A-LOCKY_USB 利用時と教職員用グループウェア（メッセージ機能含む）利用時のパスワードがあるが、A-LOCKY_USB 利用時については、導入当初ということもあり簡素なものに設定している。

活用が定着した時点で、随時パスワードを再設定していく予定である。

※ 自身のパスワードを公にしたり他人に使用させてはいけない。また、他人のパスワードを使用してはいけない。

※ パスワードを書いた紙などを、パソコンや机に貼らないこと。

- (1) パスワードには他人が推測困難なものを使用するものとする。



- (2) やむを得ない理由がある場合を除き、パスワードの入力を省略できる機能を使用しない。
- (3) パスワードを忘れた場合及び他人に知られたおそれのある場合は、各学校の教頭に届けるものとする（ICT支援員がパスワードの再設定作業等を実施）。

4. 著作権の配慮について

教職員等は、他者の著作物を使用する場合において、著作権に十分に配慮するとともに、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) ソフトウェアなどの著作物を、当該著作者の許諾なしに使用・頒布したり、またはこれらに対し改ざん等を行なう行為
- (2) 他人が作成した画像データなどの著作物を、教職員等が作成したかのように使用する行為
- (3) 海賊版のソフトウェアなどの不法な流通を媒介する行為
- (4) 公開されているソフトウェア等を著作者が定めた条件に違反して使用する行為
- (5) 著作権者、商標権者、意匠権者、その他の権利者の許諾なく、新聞、雑誌、図書等の内容、図や写真などの画像データ、キャラクター、ロゴマーク、トレードマーク等を使用・流通させる行為
- (6) 著作権者等の許諾なく、表示、複製、転載、改変、貸与、販売、送信、出版等を行う行為
- (7) 他人の電子メールの本文を、発信人に無断で掲示板等に転載する行為

5. インターネット等の利用について

教職員等は、インターネット等の利用において、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) インターネットの利用について（職員室、事務室では A-LOCKY_USB 認証キーを抜かないとインターネットは利用できない）
 - ① インターネットへの接続は、教育委員会が提供する回線を使用するものとする。
やむを得ない理由で別回線により接続する場合は、教育政策課長へ事前に協議し、承認を得るものとする。
 - ② インターネットの利用は、業務に関する情報の受発信を行なうために利用し、業務以外への利用は禁止する。
また、発信情報は、営利を目的とするもの、公序良俗に反するもの、特定の政治・政党・思想・宗教に対する支持・不支持等を内容とするものは禁止する。
 - ③ パソコン教室においては、児童生徒への配慮で特定のサイトへのフィルタリング設定をしているが、教職員用パソコン（事務室及び職員室等）についてはフィルタリング設定をしていないので、指導等の目的以外で不要に様々なサイトにアクセスしないこと。
なお、業務に関係ないサイトにアクセスしたり、ウィルス感染等危険なサイトに頻繁にアクセスしている履歴がある場合は、学校長を通じて注意を行う。
- (2) 電子メールのアドレスについて
 - ① 電子メール（Outlook Express・Windows Live）のアドレスは、教育政策課長が管理する。各学校に付与しているメールアドレスは、下記4種類である。
 - ・校長用メールアドレス（非公開、校長が個別に部外秘等のやり取りを行うもの）



- ・教頭用メールアドレス（学校の代表メールアドレス的存在。事務官用と同様、通常の文書のやり取り等を行うもの）
- ・事務官用メールアドレス（事務室内のメールアドレス。教頭用と同様、通常の文書のやり取り等を行うもの）
- ・職員共用メールアドレス（職員室内の共有パソコンに設定。部会・中体連など市外教職員とのやり取り用として活用するもの）

② yahooメールやGメールなどの、いわゆるフリーメールの使用は禁止する。

※ フリーメールの危険性（企業や自治体などの組織で、業務での使用禁止理由）

- ファイル交換に直結しやすい
- 迷惑メールやそれに潜んだウイルスなど、何が入ってくるか制御できない。
- 迷惑メールを多数受信するということは、それだけフリーメールのアドレスや内容のデータが盗まれていることになる。
- フリーメールの利用は、校務情報の漏えいにも直結し、公私の区別がつかないばかりか、相手にも迷惑がかかる（相手のアドレスや内容もデータで盗まれる）。

(3) 電子メール（Outlook Express・Windows Live）の利用について

- ① 本組織内外を問わず、私的な情報の送受信には使用してはいけない。
- ② 職務上受信した電子メールを私的に所有するメールアドレスに転送してはならない。
- ③ 電子メールの自動転送を許可なく行ってはならない。
- ④ 情報の発信時には、送信相手が正規の送信相手か否かを必ず確認する。
- ⑤ 電子メールの内容は簡潔にする。
- ⑥ 他人から受け取った電子メールの内容を第三者へ転送をする場合は、プライバシーや著作権を尊重し、必要により相手に確認を得る。また、転送は必要最小限に留める。
- ⑦ チェーンメール（不幸・幸福の手紙の電子メール版）やジャンクメール（全く意味のない電子メール）は転送してはならない。
- ⑧ 容量の大きいファイルは添付しないように努めるとともに、添付する場合は必要に応じて送信相手に承認を得る。
- ⑨ 個人情報を含んだファイルを添付してはならない。ただし、公共機関等とのやり取りで必要な場合は、ファイルにパスワード設定をすること。
- ⑩ 他人のプライバシーに関する内容を扱ってはならない。
- ⑪ 他人を誹謗・中傷するような内容及び公序良俗に反する内容を扱ってはならない。
- ⑫ 知らない者からの電子メール又は送信者が分からない電子メールは、内容を鵜呑みにせず、必要に応じて破棄する。
- ⑬ 受信した電子メールは、定期的に整理するとともに、不必要となったものは速やかに削除する。
- ⑭ 不必要にメールマガジンの登録は行わない。

(4) メーリングリストの利用について

基本的にメーリングリストの登録は行わない。

やむを得ない理由で登録が必要な場合は、教育委員会と事前に協議し承認を得るものと



する。

(5) 教職員用グループウェアの利用について

グループウェアとは、情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、各組織での協調作業を支援するソフトウェアの総称をいう。

今回導入しているグループウェアには、電子掲示板機能・スケジュール管理機能・施設管理機能・メッセージ機能（学校間電子メール）があるが、電子掲示板とメッセージについては朝夕の最低2回は確認することを推奨する。

メッセージ機能の利用に関しては、電子メールと同じ取扱いとする（ただし、グループウェアは市内学校間のやり取りのみなので、メルマガの登録や自動転送はできない）。

6. ウィルス対策について

職員等は、ウィルス対策において、細心の注意を払うとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) クライアント用ウィルス対策ソフトは、最新のウィルスに対応するため、パターンファイルの更新等を行ない、常に新しい環境にする（教育委員会にて対応）。
- (2) 新たにパソコン等を導入する場合は、必ずウィルス対策ソフトも併せて導入するものとする（基本的に、教育委員会が対応）。
- (3) ウィルス対策ソフトで、ウィルス等を検知した場合は、速やかにLANケーブルをパソコンから外し、各学校の教頭に報告するものとする（手動でウィルスチェックを実施する場合は、事前にLANケーブルをパソコンから外しておく）。

7. データの管理について

教職員等は、教育ネットワーク及びデータの有効活用を図るため、次に掲げる事項を行なうものとする。

- (1) 各種電子データ等は、ファイルサーバに保存し電子情報の共有化を図るものとする。
特に、児童生徒の個人情報データに関しては、A-LOCKY_USB 認証キーを挿して暗号化された領域で管理すること。管理者においても管理者しかアクセスできない校長用フォルダを活用すること。
- (2) 各種電子データ等の保存は、年度及び業務別に整理し保存するものとする。
- (3) 各種電子データ等の保存、廃棄、引継ぎ等は、公文書に準じた取扱いを行なうものとする。

8. 標準ソフトウェア等について

(1) 情報共有を円滑に進める等の理由により、標準的に利用するソフトウェアは次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① ワードプロ | マイクロソフト社「ワード」 |
| ② 表計算 | マイクロソフト社「エクセル」 |
| ③ データベース | マイクロソフト社「アクセス」 |
| ④ プレゼンテーション | マイクロソフト社「パワーポイント」 |



- | | | |
|---|--------------|---|
| ⑤ | ブラウザ | マイクロソフト社「インターネットエクスプローラー」 |
| ⑥ | 電子メール | マイクロソフト社「ウインドウズライブ」若しくは
「アウトルックエクスプレス」 |
| ⑦ | ウィルス対策 | トレンドマイクロ社「ウィルスバスター」 |
| ⑧ | ファイル管理ソフト等 | インフィニテック社「A-LOCKY」 |
| ⑨ | グループウェア | システムディ社「ミライム」・・・ASP（※） |
| ⑩ | 教材用ソフト | ベネッセ社「学習探検ナビ」・・・ASP |
| ⑪ | 授業支援ソフト | インフィニテック社「アドバンテージクラス」 |
| ⑫ | 技術科学習支援ソフト | スズキ教育ソフト（株）「キューブNext3」 |
| ⑬ | 環境復元・端末管理ソフト | 富士通四国社「瞬快（並）」 |

※ インターネットを通じて顧客にアプリケーション（システム等）を提供するサービスのこと。

- (2) やむを得ない理由で、標準以外のソフトウェアを使用する場合は、教育政策課長に届け出し、承認を得るものとする。
- (3) 新たにシステムを導入する場合は、機器構成、アプリケーションシステム等の内容を記載したシステム導入計画書を、教育政策課長に提出し、承認を得るものとする。【様式4】

9. 周知方法等について

- (1) セキュリティポリシー及びセキュリティに関する事項の周知等については下記のとおりとする。
- ① セキュリティポリシー等の改定
 1. 市内小中学校情報教育担当者会議
 - ⇒ 2. 宗像市学校教育情報化計画策定委員会
 - ⇒ 3. 校長研修会
 - ⇒ 4. 教頭研修会（主幹教諭・教務主任研修会）
 - ⇒ 5. グループウェアでの掲示・職員室での回覧・ICT支援員の学校訪問による説明

※ 施行年度においては10月中に周知し、翌年度以降は年度当初に最新版の周知を行う。
 - ② 市内小中学校に赴任した教諭へのセキュリティポリシー等の周知
それぞれ該当する研修会の一部分にて説明
 - ③ セキュリティに関する情報やマニュアル等の情報提供及び周知方法
内容等に応じて、下記方法を活用する。
 - ・グループウェアの掲示板
 - ・グループウェアのメール機能
 - ・職員室の回覧
 - ・職員会議の議題
 - ・eラーニング
 - ・ICT支援員の学校訪問による個別説明



No	日付	変更内容等
1	平成 22 年 9 月 30 日	策定

ハードウェア登録申請書

校長	情報教育 担当者	申請者

ハードウェア登録において、申請書の提出が必要な場合。

1) 新規に情報化に関するハードウェアを購入する場合

(業者に見積書を徴収する前に教育委員会に提出する『見積伺いく備品・消耗品等物品』に添付)。

2) 新たにネットワーク若しくはパソコン等に接続する場合。

※ プリンタドライバなど、インストールが必要な場合は、あわせてソフトウェア登録申請書も提出してください。

申請日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

学校名	学校	担当者	TEL	—
-----	----	-----	-----	---

申請届出内容	<input type="checkbox"/> ハードウェア登録のみ <input type="checkbox"/> ソフトウェア登録あり(別紙申請書添付)
--------	---

登録申請 ハード名	メーカー (型番)	()
導入目的 及び 活用内容	<input type="checkbox"/> 既存機器の老朽化のため <input type="checkbox"/> 増設など <input type="checkbox"/> 無償配布・寄付・寄贈 <input type="checkbox"/> その他(下記の欄にご記入ください) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	
取得区分	<input type="checkbox"/> 新規購入 <input type="checkbox"/> 無償配布 <input type="checkbox"/> 寄付・寄贈	購入元 配布元 寄贈元

宗像市教育委員会 教育政策課記入欄

受付日	決裁日	課長	係長	担当者	ICT指導員
平成 年 月 日	平成 年 月 日				
特記事項					

ソフトウェア登録申請書

校長	情報教育 担当者	申請者

- 1) 新規にソフトウェアを購入する際提出してください(『見積伺いく備品・消耗品等物品』に添付)。
- 2) ウィンドウズ7対応ソフトで、動作保証のあるソフトに限ります。
- 3) 申請書受理後、スケジュール調整を行い訪問日程を連絡いたします。
- 4) インストールの際、管理者権限が不要なものについては申請書の提出は不要です。
- 5) ライセンス形態にご注意ください(1ライセンス1台など)。

申請日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

学校名	学校	担当者	TEL	-
-----	----	-----	-----	---

ソフト名	メーカー
------	------

利用目的	<input type="checkbox"/> プリンタ・デジカメ・スキャナの利用(ドライバインストール) <input type="checkbox"/> 事務効率化のためのソフト <input type="checkbox"/> 授業に役立てるためのソフト <input type="checkbox"/> 校務情報化推進のため <input type="checkbox"/> その他(下記の欄にご記入ください)

取得区分	<input type="checkbox"/> 新規購入 <input type="checkbox"/> バージョンアップ <input type="checkbox"/> 国・県などからの配布	購入元 (配布元)
------	---	--------------

インストール対象PC	台数	台	備品番号
------------	----	---	------

宗像市教育委員会教育政策課記入欄

受付日	決裁日	課長	係長	担当者	ICT指導員
平成 年 月 日	平成 年 月 日				
特記事項					

パソコン・データ等持出(持込)届

校長	情報教育 担当者	申請者

○講演会・説明会・研修等でパソコンを学校外に持ち出す場合に届出が必要です。

○自宅にて教材研究や自主研究のためA-LOCKYを持ち出す場合は届出は不要ですが、

どうしてもA-LOCKYに個人情報を入れて持ち出す必要がある場合は、届出が必要です。

○文集や卒業写真などの作成を業者に依頼する際の個人情報データの持ち出しについても届出が必要です(メールにデータを添付する場合も含む)。

○USBメモリ・DVD・CDなどでのデータの持ち込み(パソコンへの接続)についても届出が必要です。

申請日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

学校名	学校	担当者	TEL	—
-----	----	-----	-----	---

申請項目	<input type="checkbox"/> 持ち出し <input type="checkbox"/> 持ち込み	申請届出内容	<input type="checkbox"/> パソコンの持ち出し <input type="checkbox"/> 個人情報が入ったA-LOCKY USBメモリ <input type="checkbox"/> その他、個人情報が入った記録媒体
------	--	--------	--

持出(持込)ハード名	メーカー(型番) ()
持出(持込)目的	<input type="checkbox"/> 講演会・説明会・研修会のため(名称) <input type="checkbox"/> 自宅での(個人情報を含んだ)資料作成のため <input type="checkbox"/> 業者に渡すため(委託名) <input type="checkbox"/> その他(下記の欄にご記入ください)
持出(持込)期間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで

宗像市教育委員会 教育政策課記入欄

受付日	決 裁 日	課 長	係 長	担当者	ICT指導員
平成 年 月 日	平成 年 月 日				
特 記 事 項					

システム導入計画書

システム名称	
--------	--

平成 年 月 日

教育委員会(教育政策課)				導入所管課/小中学校等		
課長	係長	担当者	ICT指導員	校長・課長	教頭・係長	情報教育担当 セキュリティ担当

導入所管課/小中学校名		担当		TEL(内線)		設置場所	
-------------	--	----	--	---------	--	------	--

導入機器・ソフト等の内容

区分	メーカー名	名称	内容(ハードはスペック、ソフトは機能等)	数量	金額(円)	備考		
本体機器								
周辺機器								
ソフト								
			合 計					
利用目的				導入方法	リース(年)	買取	借用	寄付
				予算	単独	補助	なし	
				運用形態	単独	LAN接続		
期待できる効果				備考				